

小城市電子入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小城市が発注する建設工事及び建設関連業務、物品及びその他の業務に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）及び見積書徴取の手続を小城市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施することに関し、小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 本市が行う競争入札及び見積書徴取に関する事務を電子通信回線に接続した電子計算機を通じて電子情報処理組織によって処理する情報処理システム
- (2) 電子入札 電子入札システムを利用して電磁的記録の送受信により行う競争入札又は見積書徴取に関する手続
- (3) 紙入札 電子入札システムを利用しないで書面により行う競争入札又は見積書徴取に関する手続
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）に対応しているカード

(対象案件)

第3条 電子入札の対象案件は、競争入札を行うもののうち、市長が指定するものとする。

(利用者の範囲)

第4条 電子入札に参加できる者は、小城市競争入札参加資格に関する規則（平成17年小城市規則第111号）第3条第1項に規定する資格要件を満たす者のうち、次条の規定による利用者情報の登録を行ったものとする。

（利用者情報の登録等）

第5条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ、電子入札システムの利用に必要な情報（以下「利用者情報」という。）を電子入札システムに登録しなければならない。

2 利用者情報を登録する際には、ＩＣカードを使用しなければならない。

3 利用者情報を登録する際に使用したＩＣカードが失効した場合は、新たに取得したＩＣカードに関する情報を記載した委任状を提出し、再度利用者情報を登録しなければならない。

4 登録した利用者情報に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

（ＩＣカードの名義）

第6条 ＩＣカードの名義人は、小城市入札参加資格審査申請受付簿に登録された個人又は法人の代表者若しくは代表者から入札、見積り及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。

2 電子入札に参加しようとする者が特定建設工事共同企業体である場合のＩＣカードの名義人は、当該特定建設工事共同企業体を代表する構成員の代表者又は受任者とする。

3 名義人の変更等により利用者情報登録済のＩＣカードが使用できなくなった場合は、速やかにＩＣカードを再取得するとともに、前条第3項の手続を行わなければならない。

（ユーザＩＤ等の管理）

第7条 ユーザID及びパスワード（以下「ユーザID等」という。）を登録した者は、ユーザID等を自己の責任において確実に管理しなければならない。

2 ユーザID等を忘失し、又は紛失し、その再発行を求める者は、直ちにID・パスワード再発行申請書により申請するものとする。

（案件登録）

第8条 市長は、電子入札を行う案件を、電子入札システムに登録するものとする。

（公告及び通知）

第9条 市長は、一般競争入札を電子入札で行う場合には、入札公告に電子入札により実施する案件である旨並びに入札方法、入札期間、開札の日時及び場所を明記しなければならない。

2 指名競争入札及び見積書の徴取を電子入札で行う場合には、指名の通知又は見積依頼（以下「指名通知等」という。）を、電子入札システムを使用して行うものとする。

（入札参加申請）

第10条 電子入札で行う一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札公告に定める入札参加申請の必要書類（以下「申請書等」という。）を、電子入札システムを使用して提出しなければならない。ただし、申請書等の提出方法について、入札公告で電子入札システム以外の方法を記載している場合は、この限りでない。

2 市長は、申請書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

（入札書等の提出）

第11条 入札参加者は、市長があらかじめ指定する入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）の提出締切日時までに、電子入札シス

テムに入札金額又は見積金額（以下「入札金額等」という。）及び電子入札システムが保有するくじ機能（以下「電子くじ」という。）で使用する入札者が任意に設定できる任意の３桁の数字（以下「くじ番号」という。）等の必要事項を入力し、必要に応じて入札金額等の内訳明細書を付して送信することにより入札書等を提出しなければならない。

- 2 市長は、入札書等を受理したときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。
- 3 入札参加者は、一度提出した入札書等の確認及び書き換え、引換え又は撤回はできないものとする。
- 4 第１項の規定にかかわらず、入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市長に紙入札移行承認願（別記様式）を提出し承認された場合に限り、紙入札での参加ができるものとする。
 - （１） ＩＣカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新たな名義人によるＩＣカード取得手続中の場合（当該取得手続が確認できる場合に限る。）
 - （２） 地域一帯の停電、通信障害及び契約プロバイダーの装置の故障（ただし、その事実が確認できた場合に限る。）
 - （３） ＩＣカード認証局のトラブル等
 - （４） ＩＣカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合（当該取得手続が確認できる場合に限る。）
 - （５） 前各号に掲げる場合のほか、入札参加者の責に帰することができない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合
- 5 市長は、紙入札移行承認願を承認した場合、速やかに当該入札参加者を紙入札参加者として登録し、当該入札参加者に対しては、以後、

電子入札に係る作業は行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。

- 6 紙入札における入札書等の提出期限は、電子入札における入札書等の提出締切日時とし、くじ番号を記載した入札書等及び入札金額等の内訳明細書を、当該電子入札案件の名称及び会社名を記入した封筒に入れ、のり付けして封印した後、案件を担当する課に持参又は郵送しなければならない。
- 7 前項の規定により、入札書を郵送する場合は、中封筒を入札書在中と記入した封筒に入れて、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便の方法により提出しなければならない。
- 8 入札書等の提出締切日時までに入札書等を提出していない入札参加者（入札を辞退した者を除く。）については、棄権したものとして取り扱う。
- 9 市長は、全ての入札参加者の工事（業務）費内訳書が電子入札システムの入札書の提出締切日時までに提出された場合には、入札書の提出締切日時以降開札前においても、工事（業務）費内訳書の内容を確認することができるものとする。

（入札の辞退）

- 第12条 入札参加者は、電子入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者が辞退するときは、書面による辞退届を提出しなければならない。

（開札）

- 第13条 市長は、電子入札システムにより開札を行うものとする。

- 2 紙入札による入札参加者がある場合は、委任状等の紙入札における所要の確認を行った後、入札書等の入った封筒を開封し、入札金額等及びくじ番号を電子入札システムに登録し、当該入札者（代理人を含

む。) に対し正しく金額及びくじ番号が登録されたことを確認させるものとする。

- 3 前2項の場合において、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第14条 前条第1項の規定による開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(落札者となるべき者がいない場合の措置)

第15条 市長は、落札者となるべき者がいないため、再度の電子入札(再々度の電子入札を含む。以下同じ。)に付するときは、再度の入札書等の提出締切日時を指定し、電子入札システムを使用して入札参加者(再度の電子入札に参加できない者を除く。)に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。

- 2 落札者となるべき者がいないため、電子入札を中止するときは、電子入札システムを使用して、入札参加者に通知しなければならない。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。

(落札者決定の保留)

第16条 市長は、落札者の決定に一定以上の時間を要すると判断したときは、落札者の決定を保留することができるものとし、電子入札システムを使用して、入札参加者に通知するものとする。ただし、開札に立ち会わない紙入札参加者に対しては、電話又はファックス等の方法で通知するものとする。

(落札後の措置)

第17条 市長は、落札者が決定したときは、電子入札システムを使用

して入札参加者に通知するものとする。ただし、紙入札参加者には、書面により通知するものとする。

(日時又は入札方法の変更)

第18条 市長は、案件登録後、天災、広域停電又は電子入札システムの障害等により電子入札システムの利用が一時的に困難となった場合において、入札書提出締切日時又は開札日時等の変更が必要と判断したときは、当該日時等を変更するものとする。

2 市長は、案件登録後、天災、広域停電又は電子入札システムの障害等により電子入札システムの利用が困難となった場合において、電子入札の確実な実施が見込めないと判断したときは、紙入札に変更するものとする。

3 前2項の場合において、市長は、入札公告又は指名通知等の変更を行うなど適切な措置を取るものとする。

(電子ファイルの作成基準)

第19条 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、別表に掲げるとおりとする。

2 電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、zip形式とする。ただし、自己解凍方式は認めない。

3 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

4 市長は、提出された電子ファイルがコンピュータウイルスに感染していることが判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、当該電子ファイルを提出した入札参加者に対し、コンピュータウイルスに感染している旨を連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

(ICカード等の不正使用等)

第20条 入札参加者がＩＣカード又はユーザＩＤ及びパスワード（以下「ＩＣカード等」という。）の不正使用等（他人のＩＣカード等を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合等をいう。以下同じ。）をしたときは、次の各号に掲げるＩＣカード等の不正使用等が判明した時点の区分に応じ、当該各号に定める取扱いができるものとする。

（１） 開札までにＩＣカード等の不正使用等が判明した場合、当該入札参加者について、当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済のものは、当該入札を無効とする。

（２） 落札決定後、契約締結前までに落札者によるＩＣカード等の不正使用等が判明した場合、落札決定を取り消す。

（３） 契約締結後に落札者によるＩＣカード等の不正使用等が判明した場合、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

２ 前項に定めるもののほか、当該不正使用等をした入札参加者に対し、指名停止等の措置をとることができる。

（入札参加者の管理義務等）

第21条 入札参加者は、使用する電気通信回線、電子計算機、ＩＣカード等が正常に稼動する環境の確保及び管理義務を有し、入札参加者の電子入札システム利用におけるいかなる損害についても、小城市はその責めを負わないものとする。

（補則）

第22条 この要領に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
Microsoft Word	docx又はdoc形式
Microsoft Excel	xlsx又はxls形式
その他のアプリケーション	pdf形式（Adobe Acrobat Reader で開くことができるもの） 画像ファイル（jpeg、tiff又はgif 形式） その他発注者（市長）が認めた形式

紙 入 札 移 行 承 認 願

年 月 日

小城市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり電子入札システムによる電子入札手続が困難となりましたので、紙入札による入札手続の承認をお願いします。

記

1 電子入札案件名称

2 開札（予定）日時

3 電子入札手続が困難な理由等

（以下に理由を記載するとともに、手続が困難となったことを証明できる書類（写し）を添付してください。）